

中小企業倒産防止共済及び 小規模企業共済における 前納減額金制度について

平成29年7月

中小企業庁

1. 事案の概要①

(1) 概要

- 中小機構が運営する中小企業倒産防止共済及び小規模企業共済では、不況時の掛金滞納・契約解除という事態を回避するため、共済契約者が月額掛金を前払いをした場合、**前納期間に応じて掛金額を減額する仕組み（前納減額金）**を設け、掛金の前納を奨励。
- 前納減額金の計算においては、中小企業倒産防止共済法及び小規模企業共済法の**施行規則において、前払期間が1ヶ月未満である場合、14日以下は切り捨てる旨定められているが（※）、中小機構による運用では、いかなる日数でも1ヶ月分として計算し、共済契約者にもその旨を説明・支払っていた。**

（※）例えば、10月10日に掛金を数ヶ月分前納した場合、当該月は15日以上残っているために前納減額金の計算に含めるが、同20日に前納した場合、当該月を除外して計算。運用では、後者の場合も当該月を計算に含める。

- 事案判明後の調査の結果、中小企業倒産防止共済は昭和53年4月（制度創設当初）から、小規模企業共済は少なくとも昭和61年以降から（ただし、昭和45年～52年の間に現行運用となった可能性が高い）、省令と異なる運用を継続。

(参考) 前納減額金の額の計算例（中小企業倒産防止共済の場合）

本来の運用

○10月1日～17日に12ヶ月分の掛金の納付を行った場合

充当月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	...	9月			
前納月数	1ヶ月 2ヶ月 3ヶ月 4ヶ月 5ヶ月 ... 11ヶ月										

66ヶ月 (1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11)

前納減額金の合計額 = 100,000 × 5/1000 (注) × 66ヶ月 = 33,000円

○10月18日～31日に12ヶ月分の掛金の納付を行った場合

充当月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	...	9月		
前納月数	1ヶ月 2ヶ月 3ヶ月 4ヶ月 ... 10ヶ月									

55ヶ月 (1+2+3+4+5+6+7+8+9+10)

前納減額金の合計額 = 100,000 × 5/1000 (注) × 55ヶ月 = 27,500円

(注) 上記「5/1000」は、中小企業倒産防止共済の場合。小規模企業共済の場合は、0.9/1000となる。

現行の運用

○10月に12ヶ月分の掛金の納付を行った場合

充当月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	...	9月			
前納月数	1ヶ月 2ヶ月 3ヶ月 4ヶ月 5ヶ月 ... 11ヶ月										

66ヶ月 (1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11)

前納減額金の合計額 = 100,000 × 5/1000 (注) × 66ヶ月 = 33,000円

1. 事案の概要②

(2) 生じている問題

- 省令と運用とが乖離状態にあること。
- 全ての共済契約者に前納減額金を受け取れる機会は確保されていたが、結果として、月後半の前納者のみが省令に定められた金額を上回る前納減額金を受け取っていたこと。

(3) 留意点

- 本件により、共済契約者に約束した共済金の支払い等、共済契約者が受けられるサービスに影響がでるものでない。
- 下記①及び②の理由から、中小機構と共済契約者との契約関係や共済契約者への説明内容から考えると、既に支払われた前納減額金を、返納させることは困難と考えられる。
 - ① 中小機構と共済契約者との契約は、現行運用により成立していると解釈すれば、返納請求は困難。
 - ② 一方、現行運用ではなく、省令に規定された内容で契約が成立していると解釈する場合でも、中小機構が現行運用による説明を共済契約者に対して行っており、返納請求は信義則違反となる可能性。

(4) 中小機構に対する指示

- 中企庁からは、中小機構に対して原因究明と再発防止策の策定等を指示。
- 中小機構において、原因究明の調査（現職及び過去の担当役職員に対する調査、関連資料の探索等）、再発防止策の策定（全ての役職員に対するコンプライアンス研修等の充実、共済部門内研修の実施と業務マニュアル（Q & A集）の充実、責任体制の明確化とチェック機能の強化、法令との準拠性監査の強化）を行い、当庁へ報告があったところ。

2. 対応方針（案）

省令と運用の乖離を解消する方法として、選択肢としては、以下の2つの案が考えられるが、下記に記載した点を総合的に勘案すれば、（案1）が妥当と考えられるのではないかと。

（案1）全前納者に対して現行運用（切り上げ）を認める〈省令を改正〉

- ①加入者にとって不利益がない。
- ②是正のためのシステム改修費用等が生じない。
- ③速やかに省令と運用との乖離状態が解消できる。
- ④契約者や運用に混乱が生じない。
- ⑤結果として、現行の省令と乖離した運用と同一の制度となる。

※なお、他の前納の仕組みがある他制度では、ほとんどの場合、同月内で納付日による取扱いの差は設けられていない（切り上げ運用）。（国家公務員共済、地方公務員等共済、私立学校教職員共済、健康保険、国民年金、農業者年金基金）

（案2）現行省令のとおり運用へと是正させる

- ①現行の省令に定められた運用となる。
- ②中小機構によれば、運用是正にはシステム改修が必要となり、最大で3年の期間と20億円程度の費用を要する。また、システム改修期間中は省令乖離状態が継続してしまう。（なお、改修期間中にシステムによらず、手作業での処理を行うことは、相当の人員増員や誤処理の発生を伴い現実的ではないと考えられる。）

※なお、民間の保険等の制度では、日割計算を行っているものが多いが、中小機構では現行の共済システムでは対応が困難である。これら民間と同レベルの対応については将来的な課題である。

3. スケジュール（案）

スケジュール〈案〉

平成29年	7月14日	共済小委員会にて審議
	7月中旬～8月中旬	省令改正のパブリックコメント（※）
	8月中	改正省令施行

※省令改正では、中小企業倒産防止共済における減額率の改正も同時に行う。

<参考1> 参照条文

○中小企業倒産防止共済法 (前納)

第十五条 機構は、共済契約者が、その納付すべき月の**前月末日以前**にする掛金の納付（以下「掛金前納」という。）をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その掛金の額を減額することができる。

○中小企業倒産防止共済法施行規則 (前納の場合の減額)

第三十七条 法第十五条第一項の規定により減額することができる額は、掛金月額の千分の五に、その月前に係る月数（一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とし、その月数が十二月を超える場合においては、十二月とする。）を乗じて得た額とする。

○小規模企業共済法 (前納の場合の減額)

第十八条 機構は、共済契約者が掛金をその月の**前月末日以前**に納付したときは、経済産業省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

○小規模企業共済法施行規則 (前納の場合の減額)

第二十条 法第十八条の規定により減額することができる額は、掛金月額の千分の〇・九に、その月前に係る月数（一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とし、その月数が十二月を超える場合においては、十二月とする。）を乗じて得た額とする。

<参考2> 類似制度（国家公務員共済の例）

○国家公務員共済の任意継続掛金の前納制度

- 国家公務員法に係る任意継続掛金の前納制度については、同法施行法第五十四条に基づき、当該前納に係る期間の最初の月の前月の末日までに払い込まなければならない規定となっている。

<参照条文>

○国家公務員共済法

（任意継続組合員に対する短期給付等）

第二百二十六条の五

- 3 任意継続組合員は、将来の一定期間に係る任意継続掛金を前納することができる。この場合において、前納すべき額は、当該期間の各月の任意継続掛金の合計額から政令で定める額を控除した額とする。

○国家公務員共済法施行令

第五十四条 法第二百二十六条の五第三項の規定により任意継続掛金を前納しようとする任意継続組合員は、**当該前納すべき額を、当該前納に係る期間の最初の月の前月の末日までに、組合に払い込まなければならない。**

（前納の際の控除額）

第五十五条 法第二百二十六条の五第三項に規定する政令で定める額は、**前納に係る期間の各月の任意継続掛金の合計額から、その期間の各月の任意継続掛金の額を年四パーセントの利率による複利現価法によつて前納に係る期間の最初の月から当該各月までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額**（その額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた額とする。）を控除した額とする。